

各種支援対象経費の取扱

| 項目          | 可否 | 備考   |
|-------------|----|--|
| 賃金          | ○  | 司会、有資格者の警備員、音響スタッフ等専門的技術を持つものに支払う賃金<br>マネキンに対する賃金も支援対象               |
| 謝金          | ○  | 出演者等への謝金であり、3万円を限度額とする。  |
| 旅費          | ○  | 交通費（鉄道、バス料金等）、宿泊費  |
| 消耗品費        | ○  | 1件あたり1万円未満のものを対象とする。<br>会場設置用アルコール、試食用品、来場者用景品など事業実施期間内にのみ使用する消耗品が対象 |
| 物品購入費       | ○  | 謝礼用として購入するもので、1件あたり3万円を限度額とする。                                       |
| 印刷製本費       | ○  | チラシ、広告デザイン料、看板、のぼり<br>特産品の普及、販路拡大を目的としたパンフレットの作成                     |
| 広告費         | ○  | チラシ折込、新聞広告掲載、インターネット広告掲載など事業実施の宣伝を目的とした広告物を対象とする。                    |
| 燃料費         | ○  | 移動に要する燃料費、会場暖房用燃料、イベント出店ガス代  |
| 使用料及び賃借料    | ○  | レンタカー、備品、各種機材等のレンタル料、来場者用駐車場土地借上料（駐車券等金券に相当するものは対象外）                 |
| 保険料         | ○  | イベント等の開催に係る保険料   |
| 通信運搬費       | ○  | 宅急便等郵送料（切手等の金券に相当するものは除く）  |
| 食糧費         | △  | 原則支援対象外とする。<br>ただし、新商品開発のための食材購入費は補助対象とする。                           |
| 出展料         | ×  |  |
| 備品購入費       | ×  |  |
| その他市長が認める経費 | ○  | クラウドファンディングの実施費用   |